

平成27年教育委員会第12回臨時会会議録

開会日時 平成27年12月25日 午前 10時00分

閉会日時 同 上 午前 11時20分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 天宮 久嘉
同職務代理 日高 芳一
委員 杉浦 容子
委員 塚本 亨
委員 竹高 京子
教育長 塩澤 雄一

議場出席委員

・教育次長	前田 正憲	・学校教育担当部長	平沢 安正
・庶務課長	杉立 敏也	・学校施設課長	青木 克史
・施設整備担当課長	長南 幸紀	・学務課長	鈴木 雄祐
・指導室長	中川 久亨	・統括指導主事	駒崎 彰一
・統括指導主事	加藤 憲司	・地域教育課長	尾形 保男
・生涯学習課長	小曾根 豊	・生涯スポーツ課長	倉地 儀雄
・中央図書館長	橋本 幸夫	・教育委員会事務局副参事	中島 英一

書 記

・企画係長 齊藤 正幸

開会宣言 委員長 天宮 久嘉 午前 10時00分 開会を宣する。

署名委員 委員 天宮 久嘉 委員 日高 芳一 委員 塩澤 雄一
以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

○委員長 おはようございます。

出席委員は定足数を満たしておりますので、ただいまから平成27年教育委員会第12回臨時会を開会いたします。

まず、本日は新教育委員として日高委員が初めて委員会に出席されますので、一言、ごあいさつをお願いいたします。

○日高委員 おはようございます。ただいまご紹介いただきました日高でございます。よろしくどうぞお願い申し上げます。

本日、教育委員としての辞令を頂戴いたしました。葛飾の子どもたちのために、そして学校のために何かできればいいなど、考えております。いずれにしても、私も現場で随分やってきましたので、その経験をぜひ皆さんとともに行政から働きかけをし、そして各学校が少しでも息づくように応援をしてみたいと思っております。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○委員長 ありがとうございます。

本日の会議録の署名は私に加え、日高委員と塩澤教育長をお願いいたします。

それでは、本日の議事の日程に入らせていただきます。まず、議案第67号「葛飾区教育委員会委員長職務代理者の指定について」を上程いたします。

庶務課長、お願いします。

○庶務課長 それでは、議案第67号「葛飾区教育委員会委員長職務代理者の指定について」説明をさせていただきます。提案理由でございます。12月21日をもって委員長職務代理者の松本委員が退任されました。その結果、委員長職務代理者が不在になりましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律、附則第2条第2項により、なお、その効力を有するものとされる改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項の規定に基づき、新たな委員長職務代理者を指定する必要が生じてございます。つきましては、葛飾区教育委員会会議規則の一部を改正する規則付則第2項での、その効力を有するものとされる改正前の葛飾区教育委員会会議規則第7条の規定により選挙を行うものでございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長 それでは、ただいまから委員長職務代理者を指定する選挙を行います。なお、この選挙は葛飾区教育委員会会議規則の一部を改正する規則付則第2項で、なお、その効力を有するものとされる改正前の葛飾区教育委員会会議規則第7条の規定により、単記無記名投票とし、有効投票の最多数を得た者をもって当選者といたします。事務局の方、投票用紙の配付をお願いいたします。

(投票用紙配付)

○委員長 投票箱の確認をお願いいたします。

(投票箱確認)

○委員長 それでは、投票をお願いいたします。

(投票)

○委員長 開票をお願いいたします。

(開票)

○委員長 それでは、投票の結果を報告いたします。投票票数6票、有効投票6票、うち、日高芳一委員6票でした。この結果、葛飾区教育委員会会議規則の一部を改正する規則付則第2項で、なお、その効力を有する改正前の葛飾区教育委員会会議規則第7条の規定により、日高芳一委員が委員長職務代理者に指定されました。なお、指定は平成27年12月25日、本日からになります。以上で委員長職務代理者選出の選挙を終了いたします。

次に、議案第68号「葛飾区教育委員会が定める個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則」を上程いたします。

学務課長。

○学務課長 それでは、葛飾区教育委員会が定める個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則についてご説明させていただきます。まず、提案理由でございますが、葛飾区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定に伴いまして、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定める必要があるものでございます。

次に、規則の概要でございますけれども、まず第1条では規則の趣旨を規定してございます。また、第2条では条例別表第1の18の項で区の独自利用事務として就学援助事務を定めたとところでございますけれども、こちら、個人番号の利用の範囲を学校教育法第19条の就学の援助の申請に係る事実についての審査及び就学の援助の対象となる者の認定に関する事務として定めたとでございます。それからまた、第3条では教育委員会内で特定個人情報を利用する事務として学校保健安全法第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務と定めまして、利用する情報を、当該認定を行う者に係る学校教育法第19条の就学援助の実施に関する情報としたものでございます。恐れ入ります、裏面をごらんください。

第4条になりますけれども、こちらでは異なる執行機関、本区では区長部局と、それからまた教育委員会ということになりますけれども、この間で提供する、もしくは提供を受ける特定個人情報及び事務の内容を、法の条名を示しまして具体的に規定したものでございます。

まず第1項では区長部局に対しまして提供する情報を生活保護法第6条第2項の要保護者又は同条第1項の被保護者であった者に係る学校保健安全法第24条の援助の実施に関する情報といたしまして、同様に第2項では、中国残留邦人等の自立支援の実施に関する支給を必要とする状態にある者、又は支給を受けていた者に係る学校保健安全法第24条の援助に関する情報

といたしまして、第3項では生活に困窮する外国人に係る学校保健安全法第24条の援助の実施に関する情報としたものでございます。それから、第4項では、区長部局から住民票関係情報の提供を受ける事務といたしまして、同じく学校保健法第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務及び医療における費用の支給に関する事務といたしまして、第5項では区長部局から地方税、それから住民票、生活保護等の関係情報の提供を受ける事務といたしまして、就学援助の申請に係る事実についての審査及び就学援助の対象となる者の認定に関する事務としたところでございます。

最後になりますけれども、施行期日ですが、条例の期日に合わせまして、平成28年1月1日からということにしております。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明について、委員のほうから何かご意見、ご質問はございませんか。

塚本委員。

○塚本委員 当委員会でのこの第68号につきましては、条例改正の意見聴取の際にもご説明いただいております。それを受けての今回の規則改正、1月1日に施行ということでございますので、賛同させていただきます。

以上です。

○委員長 ほかに、どなたか。

杉浦委員。

○杉浦委員 塚本委員からも条例改正に伴う規則改正というお話がございました。

裏面の第4条第2項に、「中国残留邦人等」とございますが、今までに「等」に該当する方はおいでになったのかどうか、教えていただけますか。

○委員長 学務課長。

○学務課長 こちら、現在はこの第2項に関するところの該当者ございません。2年ほど前に、双葉の夜間に該当する方がいたように聞いてございますけれども、現在ははいないということです。いずれにしても、こちらの対象となる方、年齢層がかなり高くなってまいりますので、やはり双葉の夜間での該当がなければ、なしということになると思います。

○杉浦委員 わかりました。ありがとうございます。

○委員長 よろしいですか。ほかになければ、

それではお諮りいたします。議案第68号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 それでは、異議なしと認め、議案第68号「葛飾区教育委員会が定める個人番号の利

用及び特定個人情報の提供に関する規則について」は原案のとおり可決とさせていただきます。

次に、議案第 69 号「葛飾区郷土と天文の博物館条例施行規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長 それでは、私から議案第 69 号「葛飾区郷土と天文の博物館条例施行規則の一部を改正する規則」についてご説明させていただきます。

まず、提案理由でございます。さきに閉会いたしました第 4 回区議会定例会で使用料の改正と、年始開館の部分の条例改正、郷土と天文の博物館の条例の改正が行われました。それを受けまして、実際に年始開館の部分につきまして条例施行規則の改正を行う必要があるため本案を提出するものでございます。

1 枚おめくりいただきますと、新旧対照表がございます。右側が改正後になります。開館時間を定めたものでございます。第 1 条の表がございます。真ん中のところですが、1 月 2 日及び同月 3 日ということで、曜日にかかわらず正午から午後 5 時までを開館時間と定めるものでございます。一番下の備考欄でただし書きがございます。1 月 2 日が休日に当たる場合は除くと付してございます。1 月 1 日が日曜日に当たる場合ですと、翌 2 日が休日に、祝日が当たるということで、休日に当たる場合と 1 月 2 日の場合は競合するということになりますので、そこを明確に、1 月 2 日及び同月 3 日のほうで読み込むということで、ごらんのところの対策を記してございます。そういう形で、来週末に迫りました年始開館に向けて規定の整備を行うものでございます。実際には、ご説明したかもしれませんけれども、年始ということで「シンフォニー・オブ・ユニバース」、プラネタリウムで 1 日 3 回上映予定です。2 階では、民族のところでお正月らしい飾りというか、展示に工夫するということで 1 月 2 日、3 日の開館をしたいと考えているところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

委員から、ご意見、ご質問等はございますか。

それでは、お諮りいたします。第 69 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 それでは、異議なしと認め、議案第 69 号「葛飾区郷土と天文の博物館条例施行規則の一部を改正する規則について」は原案のとおり可決とさせていただきます。

次に、議案第 70 号「葛飾区立図書館館則の一部を改正する規則」を上程いたします。

中央図書館長、よろしく申し上げます。

○中央図書館長 それでは、議案第 70 号「葛飾区立図書館館則の一部を改正する規則」につき

まして説明させていただきます。

まず、提案理由でございます。中央図書館及び立石図書館の年末年始開館に伴い、所要の改正をする必要があるため、本案を提出させていただきます。具体的には、これまで試行として中央図書館は平成 23 年度から、立石図書館は平成 24 年度から、年末年始の開館を行ってまいりました。今後、通常開館とするために館則の改正をさせていただくものでございます。

資料のほうでございますけれども、2 枚おめくりいただきまして、新旧対照表をごらんください。まず説明させていただく前に、これまで開館時間といたしましては、9 時から 10 時、また 9 時から 8 時までしかございませんでした。年末年始の大晦日、12 月 31 日と 1 月 1 日、2 日、3 日については 9 時から 5 時までという 3 段階の時間帯になりますので、その改定でございます。別表第 1（第 4 条関係）でございます。この条につきましては、開館時間を定めております。

まず最初に、月曜日から土曜日までということで、ただし休日を除くということが 10 時までという規定でございます。また、次に日曜日及び休日が 8 時までで、その次、(1) といたしまして 1 月 1 日から同月 3 日まで及び 12 月 31 日は 5 時まで。裏面に行ってくださいまして、(2) といたしまして、12 月 29 日及び同月 30 日が夜 8 時までと改定させていただきます。

次に、備考のところに、いろいろな暦年ですれていく関係もでございます。具体的には、元日が日曜日になりますと、2 日が祝日という扱いになりますので、この辺を含めまして、備考といたしまして中央図書館及び立石図書館の 1 月 1 日から同月 3 日まで及び 12 月 29 日から同月 31 日までの期間の開館時間は曜日及び休日にかかわらず、当該期間に定める開館時間とすると規定させていただきました。

続きまして、別表第 2（第 5 条関係）でございます。こちらは休館日について定めております。左側の現行のほうを見ていただきますと、2 と 3 に 1 月 1 日から 3 日、また 12 月 31 日休館と定めておりますが、この部分を削除させていただくものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明についてご意見、ご質問等ございましたら、委員のほうからよろしくお願ひします。

杉浦委員。

○杉浦委員 昨年、試行という形で年末年始に開館していただきました。年始め、行かせていただきましたが、数多くの区民の方が大変喜んで利用されておりました。本当に区民サービスに徹して努力されていると思っています。そして今年度は、本格的な実施ということで、見えないところで職員を初め関係者の方たちは、ご家庭もおありになり、年末年始のお忙しい中、何かとお世話をかけますが、よろしくお願ひいたします。本格的な実施につきまして、本当に感謝申し上げます。

○委員長 では、お答えはいいですね。

○杉浦委員 はい。

○委員長 では、ほかには。

竹高委員

○竹高委員 杉浦委員と同じく、感謝を申し上げます。

先ほどの郷土と天文の博物館に関しましても、やはり年末年始の開館ということで、人が休んでいるときに動いていただける人がいるということは、本当に感謝することだと思っております。どうか事故のないようによろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長 ありがとうございます。ほかには何かご意見はないでしょうか。

(「はい」という声あり)

○委員長 それでは、お諮りいたします。議案第70号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 それでは、異議なしと認め、議案第70号「葛飾区立図書館館則の一部を改正する規則について」は原案のとおり可決といたします。

以上で、議案につきましては終了とさせていただきます。

続いて、報告事項等に入ります。報告事項1「子ども区議会の実施について」。

指導室長、お願ひします。

○指導室長 それでは、平成27年度子ども区議会の実施についてご説明させていただきます。資料をごらんください。趣旨でございますけれども、次代を担う小中学生に議会制民主主義への理解と区政への関心を深めてもらうとともに、小中学生たちから見た区に対する要望や意見を聴取し、今後の区政の参考とすることを狙いとして実施しております。本日の午後2時から5時まで、議会棟の本会議場及び委員会室にて本会議及び委員会の模擬会議を開催し、子ども議員が自分の生活に身近な問題について質問し、区長等がその質問に対し答弁いたします。

5の「その他」のところでございますけれども、本事業は指導室、区議会事務局、広報課が協力して行っております。

続きまして、Ⅱの「事前の取組について」でございます。子ども議員としての質問をより深められるよう、各自の疑問をもとに区政について学んでもらうことを目的に実施いたしました。8月26日水曜日午後1時から午後5時まで、小学生15人、中学生27人が議場、委員会室の見学をした後、学習会を行いました。区議会の役割について学ぶとともに、分科会に分かれてテーマに沿って一人一人が質問文を考えました。

次に、事前打ち合わせ会の実施についてでございます。10月21日午後3時半から午後4時半まで、議長、委員長、決議文作成委員の子ども議員9名の中学生が議会、委員会の進行の打

ち合わせや決議文の確認をいたしました。以上のような経過を経て、本日子ども区議会本番を迎えることとなります。教育委員の皆様には子ども議員の頑張りをごらんいただき、励ましていただければ幸いです。どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。それでは、委員のほうから何かご意見等、ご質問でもございましたらお願いいたします。

塚本委員。

○塚本委員 質問ではないのですが、やはり選挙年齢が18歳ということを考えますと、社会的な背景の中で葛飾の子どもたちがこういった機会を得られること、また、それに対して指導室はじめ広報課あるいは議会事務局が協力していただけて行っていただけることに感謝申し上げます。よろしく願いいたします。楽しみにしております。

○委員長 ほかに、どなたか。

竹高委員。

○竹高委員 今、塚本委員がおっしゃったことと同じなのですが、昨年も一昨年も、この子ども区議会を毎年楽しみにしている1人でございます。毎年、小中学生に感心させられ、感動させられております。ことしも決議文などを読ませていただいたところ、本当におもしろい視点ですばらしい意見だと思えるものがたくさんありました。子どもたちがこういう機会を得られるということに本当に感謝したいと思います。

以上です。

○委員長 では、ほかにはどうでしょうか。

子ども区議会の実施につきましては、1年生の子どもたちが楽しみにしていますし、いろいろいい機会でありますので、よろしく願いいたします。

それでは、続いて報告事項等2「平成27年度東京都児童・生徒の学力向上を図るための調査の結果について」。

指導室長。

○指導室長 それでは、平成27年度東京都児童・生徒の学力向上を図るための調査の結果につきまして、ご説明させていただきます。初めに、本日、資料の差しかえをさせていただきました。大変申しわけございません。どうぞよろしく願いいたします。

平成27年7月2日に実施いたしました本調査の結果が公表されましたので、ご報告させていただきます。平成27年度の小学校5年生と中学校2年生の全員を対象として、小学校4教科、中学校は英語を合わせた5教科において学習指導要領に示されている目標や内容に基づいた事項等、読み解く力に関する事項について調査をしております。

では、2ページをごらんください。実施結果及び今後の対策につきまして、教科ごとにご説

明させていただきます。小学校国語についてでございますけれども、東京都と比べまして平均はやや下回ってございます。一方、葛飾区で東京都の平均正答数 14 問を上回った児童は全体の 51.8%でございます。下回った児童に対する今後の対策といたしましては、学校が積極的にチャレンジ検定への取組みを行うこと。葛飾学力伸び伸びプランによる漢字検定の取組みを推進していくこと。授業における読む活動において、児童が見通しを持って主体的な活動ができるよう、「葛飾教師の授業スタンダード」に沿った授業の徹底をしていくこと。学校図書を活用した読書活動の充実を図ることなどについて、より一層進めてまいります。

続きまして 3 ページをごらんください。小学校社会科ですけれども、全体ではやや下回ってございますが、東京都の平均正答数 13 問を上回った児童は全体の 50.5%となっております。

今後の対策ですけれども、やはり教師の授業スタンダードに沿った授業の徹底を図り、児童が主体的に学習問題を設定し、問題解決を図っていくことができるよう、授業改善を図ること。地図帳を活用し、47 都道府県の名称と位置を確実に身につける指導を工夫することなどについて、より一層努めてまいります。一方、葛飾区の名称と位置に関する問題においては、都の平均正答率を大きく上回っております。これは小学校 3 年生で配付する「のびゆく葛飾」や「郷土かるた」の活用が効果としてあらわれていることが考えられます。今後もこれらの積極的な活用を図りまして郷土愛を育てていくとともに、区の様子についての理解をさらに深めていきます。

続きまして、4 ページをごらんください。小学校算数について、平均正答率を比較しますと、やや下回ってございますけれども、東京都の平均正答数 20 問を上回った児童は全体の 55.1%です。今後の対策ですけれども、授業スタンダードに沿った授業の徹底を図り、児童が体験的な作業を通してみずから調べる活動の充実を図った授業改善を行うこと。そして、習熟度別指導の充実を図り、児童の実態に沿った授業が展開できるようにすること。チャレンジ検定、東京ベーシックドリルへの取組み。葛飾学力伸び伸びプランによる算数検定への取組みを行うことをより一層推進していきたいと考えております。また、問題の中には都の平均正答率を上回る問題もあり、東京ベーシックドリルの取組みが 3 年次を迎え、徐々に効果があらわれていると考えております。

続きまして、5 ページをごらんください。小学校理科についてでございます。こちらのほうも平均ではやや下回ってございますけれども、東京都の平均正答数 17 問を上回った児童は全体の 58.8%でございます。今後の対策といたしましては、授業スタンダードに沿った授業の徹底を図り、問題解決的な学習の充実を行い、児童が主体的に観察実験に取り組めるよう、授業改善を図ること。学力伸び伸びプランによる理科支援員の活用を推進し、教員の実験、観察に対する指導の充実を図ること。教員の理科実技研修会への積極的な参加を促し、児童が意欲的に学習に取り組める授業の実現を目指すことをより一層推進してまいります。

続きまして、中学校についてでございます。6ページをごらんください。中学校国語について、平均正答率よりも都と比べますとやや下回ってございます。一方、東京都の平均正答数14問を上回った生徒数は、全体の52.8%です。今後の対策ですけれども、チャレンジ検定への取組みを積極的に行うこと、教師の授業スタンダードに沿った授業の徹底を図り、生徒が調べたり考えたりしたことを話し合ったり発表しあったりする活動がより多く設定できるよう、授業改善を行うこと。伸び伸びプランによる漢字検定への取組みの推進をより一層進めてまいります。問題の中には都の平均正答率を上回る問題もあります。漢字検定の成果が徐々にあらわれてきていると考えております。

続きまして、7ページをごらんください。中学校社会についてです。全体では下回ってございますけれども、東京都の平均正答数15問を上回った生徒は全体の47.7%になります。対策ですけれども、スタンダードに沿った授業の徹底、生徒が複数の資料に対し、じっくりと調べたり考えたりする時間を確保し、主体的な活動をする場面を設定すること。授業の終わりに学習内容を生徒一人一人が振り返り、文章にまとめる活動を設定することなど、授業改善を図ることができるよう進めてまいります。

8ページをごらんください。中学校数学でございます。全体では下回ってございます。東京都の平均正答数16問を上回った生徒は全体の48.5%になります。今後の対策ですけれども、生徒が体験的な作業を通してみずから調べる活動を位置づけた授業改善を行うこと。習熟度別指導の充実を図り、生徒の実態に沿った授業が展開できるようにすること。チャレンジ検定、東京ベーシックドリルへの取組みを学校がより積極的に行うことを推進してまいります。

9ページをごらんください。中学校理科についてでございます。都との平均ではやや下回ってございます。東京都の平均正答数12問を上回った生徒は全体の52.3%になります。今後の対策ですけれども、学力伸び伸びプランによる理科支援員の活用を推進し、教員の観察実験に対する指導の充実を図ること。教員の理科実技研修会への積極的な参加を促し、生徒が意欲的に学習に取り組める授業の実現を目指すこと。教師の授業スタンダードに沿った授業の徹底を図り、生徒が主体的に課題に対して仮説を立て、それをもとに問題解決を図ることをより一層推進してまいります。

最後になりますけれども、10ページをごらんください。中学校外国語についてでございます。平均はやや下回ってございます。東京都の平均正答数16問を上回った生徒は全体の52.3%となります。今後の対策ですけれども、チャレンジ検定の取組みを学校が積極的に行うこと。授業スタンダードに沿った授業の徹底を図り、英会話を十分に確保した学習活動を授業の中心に位置づけ、生徒が英語で自己表現する場を設定するなど、授業改善を図ることを一層推進してまいります。問題の中には前置詞に関する問題において都の平均正答率を大きく上回っており、チャレンジ検定の取組みの効果が徐々にあらわれてきていることが考えられます。今後、習熟

度別指導の充実をさらに推進してまいります。

これらの調査結果につきましては実施後、各学校で採点し、集計結果を区教育委員会で取りまとめた後、東京都へ提出しております。そのため、学校全体、一人一人の子どもの状況は把握できており、既に学校が個に応じた指導を行い学力向上に向けて取り組んでいるところでございます。今後、各学校長に対し、各校の平均正答率、東京都、葛飾区の平均正答率等の実施結果を個別に配付する予定です。各校の授業改善及び生徒の学力向上に関する取組みの充実が図れるよう、今後も指導助言を進めてまいります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。それでは、委員のほうから何かご質問等ございましたら、おねがいします。

杉浦委員。

○杉浦委員 今回の調査の結果につきまして、一言で言えば、少し残念だなという思いです。このところ各学校に行かせていただいて、まず感じることは、生徒たちも先生方も一生懸命にかつしかっ子スタイル、また、教師の授業スタンダード、それぞれ力を入れ取り組んでいる、以前とは変わってきているという思いでございました。もちろん、公立の学校でございますから、地域によっていろいろなお考えを持ったご家庭があり、個性豊かなお子さんがいらっしゃることも理解できますが、そのような状況の中でも基礎的な部分はレベルアップしてほしいと思えました。

各科目の教科への関心・意欲・態度は、ほぼ同程度には多かった、上回ったところもあります。ただ、中学校社会、英語の「下回った」、が気になりました。残念だったという思いでいっぱいです。学校現場でお聞きしていますが、「平均」ですので、どうしても下位層の生徒が何名かいると、平均よりも上位層の生徒がある程度いらしても、数値的にはこういうような結果になってしまうということです。仕方ないのかなという思いもありますが、葛飾区の小学校、中学校の義務教育を終了したときには、基礎的な教育をしっかりと身につけて卒業してほしいと思います。

学校によって差があると思われませんが、昨年厳しかった学校は、ことしはどうか。何か手だてが必要なのか、各学校の状況や理由はもちろん分析・把握していらっしゃると思いますが、その辺をお話しできる範囲でお願いします。今回の結果についてどう判断していらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

○委員長 指導室長、お願いします。

○指導室長 それでは、まず各校の差についてでございますけれども、今、まさに指導室のほうで分析をしているところでございます。やはり全国学力学習状況調査と同等に、やはり最上位校と最下位層の学校の平均点の差というのは、決して小さくはございません。ただ、昨年度

に比べて伸びてきている学校、そういうものも当然ながらございます。ですので、それらの学校がどういう取組みを行ったのか。特にその伸びが顕著だったところの校長に直接話を聞いた上で、それを定例校長会と、また4月に行われる全国学力学習状況調査の、その前の定例校長会で具体的にお示しして、学校でも以前こういうふうにしてやって伸びているというようなことを今後伝えていくところでございます。

また、現在の状況でございますけれども、今の中学校2年生の結果については、特に非常に残念な結果となってしまいました。これについて経年調査ではないのですけれども、やはり小学校5年のときの都の学力調査はどうだったのかというのを調べてみましたところ、やはりちょっと今回の中学校2年生での学習状況とほぼ同じような、英語はありませんけれども、そのような状況になっておりました。ということは、やはり小学校での基礎学力をきちんとつけさせた上で、中学校で学んでもらうということが、これはある意味、必要最低限のことかなということを指導室としては考えてございます。そのことも、いかにこういう部分が、正直平均正答率が低かった学年というのが、5年生で低かったところは中学校で急に上がることができないということも改めて校長に伝えた上で、小学校からの一つ一つの積み重ねをさらに適切に判断し、大切にさせていただくように改めて話を伝えさせていただくところでございます。

以上でございます。

○委員長 杉浦委員。

○杉浦委員 やはり、小学校のときにきちんとした自学自習の習慣がついていない。宿題を忘れてくる生徒の保護者にお話ししても、保護者の方が全然関心を持たない。このようなご家庭があるということはよくわかっておりますが、では、そのご家庭をどうしたらいいのか。担任の先生だけに、ご負担は厳しいと思います。地域や、わくチャレ、学童保育等でも基礎的な生活習慣、学習習慣を、地域全体で子どもたちにきちんと身につけるように言葉をかけ、気を配ることも大事ではないかと思えます。

また、忘れ物も多いということも先生方に聞いております。

葛飾区は若手教師の新任研修会をやっておりますが、全体で行うだけではなく、お一人お一人、それぞれ個人差もございますので、そういったところを細かく分析をして、きめ細やかな支援をしてあげればもっと持てる力を発揮できるのではないのでしょうか。

宿題をわくチャレで見てくださる学校、学習タイムを行っていないわくチャレもございます。放課後支援に、人を入れて、きちんと基礎的な学習習慣を子どもたちの身につけていくということが一番大切だと思います。ご家庭への援助は、ほかの分野で行わなければならないこともございますが、子どもに対しては、地域で一体となって対応していくことが、必要なのではないのでしょうか。ぜひよろしくお願ひしたいと思えます。

○委員長 ほかにございますか。

塚本委員。

○塚本委員 杉浦委員から、いろいろなご説明をいただいたとおりでと思います。先ほど指導室長が、今回の中学2年生が、やはり小学校5年生時代にも似たような傾向があったということ。そして、中学2年、既に進路決定に向かう世代が今回の対象ですので、結果は、もちろん向上しなければいけないのですけれども、この結果をベースにして、やはり指導室ほか、一体となっにかさ上げをすること。やはりそういうベースの部分、家庭の問題は外せないことだと思うのですね。そういったことも当委員会としても発信をしていただいて、みんなで見守っていかないと、親御さんだけに預けていても、手おくれになってしまうのかなという問題等々ございます。これ以上悪いものはないのだというスタート地点にして、切りかえていただいて頑張っていきたいというのが、私の感想です。よろしくお願いします。

○委員長 はい、ほかには。

竹高委員。

○竹高委員 今、両委員がお話しなさったとおりでと思うのですが、小学校の「関心、意欲、態度」は、上回るか同程度あったことに少しほっとしました。理解をしていく関心も意欲も姿勢も葛飾の小学校の子どもたちは頑張っていると。頑張っている中で、まだまだできていない部分があるというのが実態なのかなと思います。

残念だったのは、中学校の国語、社会です。やはり「関心、意欲、態度」が下がってしまっているのが残念だなと。ここが下がっているということは、勉強がおもしろくないと言っているようなものなのかと、保護者の立場から見ると思います。先生方もいろいろな工夫をなさって頑張ってくださっているとは思いますが、小学校も中学校も、東京都の平均正答率を上回った生徒は50%以上だけれども、あとの50%がついていかないというおおもとは、やはり小学校からの積み重ね。その学年によってカラーが違うというのはもちろんなのですけれども、先生方や保護者の中でも、この学年は「ちょっと」と言われてしまう学年というのがあって、勉強がおもしろくない子というのは、もっともっとその言葉に逃げていくという傾向があると思います。この結果が全てではなくて、今、葛飾の子たちはすごく頑張っていると思いますし、先生方も一生懸命やってくださっていると思っていますので、ぜひ楽しい授業をして、もっともっと子どもたちが「関心、意欲、態度」を持って自分たちが大人になるために身につけてほしいことを身につけていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長 日高委員、お願いします。

○日高委員 葛飾、もう少し私はいけるのではないかなと思っていました。というのは、学校が変わってきているのです。私は地域にいますから、学校をよく見ます。すごく学校は変わってきました。だから、必ずや伸びると思いますけれども、現状は二極化しているということなのです。先ほど、正答率5割。それは、それより落ちるのが5割いるということでしょう。こ

これは物理的に理解の学力を分析する必要があると思いますけれども、やはり底上げをしないと学力は上がらないということなのです。底上げなのです。ですから、どうすればいいか。教育委員会がいくらどうしようかと本気になっても、立派な分析をされても、その分析を活用するのは学校現場です。現場がそれにどう対処して改善を図るかという授業改善は絶対に必要です。ですから、ぜひ学校の啓発をしていただきたいと思います。学校が主体にならなかつたら、子どもは変えようがないです。ですから、授業改善計画を各学校がどのように位置づけてやっていくのかということなのです。授業をどう改善するか。

分析の視点はたくさん出ていますからね。目をつむっていたっていろいろな項目で、ああ、算数ではこうだよ。7割、8割理解できるものがあつたって、3割しか到達できないものもあるという状況が見えるわけです。それを現場がどう分析するかという授業改善計画。まずこれを大事にしていきたいということと、管理職だけでは学校を変えられません。直接、児童・生徒にかかわる先生方、この力量を高めない限り改善されていかない。ですから、そういう意味ではぜひ、今区がやっているように若手教員の養成であるとか、あるいは、経験豊かな人たちをうまく活用するというをやっていますけれども、さらにこれを充実させて取組みを強化していけば、もっともっと変われるのではないかと思います。

それから、先ほど5年生のときに今の中学2年生がこうだったというお話がありました。まさに継続的にしていないから分析できていませんけれども、その傾向というのは引きずるのです。ですから、小学校は小学校の役割をきちんと果たしておかないと、小中連携でうまくいかないのですよ。継続性がない。そういう意味ではぜひ、役割を果たすべき、その校種によって、小学校は小学校、基礎基本を明確につけてやるとか、中学になって発展させる。そういう継続性をぜひ大事にしていきたいと、そのような希望を申し上げたいと思います。また、そういう視点で、私たち教育委員もぜひ各学校の応援をしたいと思います。

○委員長 ありがとうございます。それでは、よろしいでしょうか。

報告事項等の2につきましては終了いたします。

報告事項等3「平成27年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の結果について」、お願いします。

指導室長。

○指導室長 それでは、平成27年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の結果についてご説明させていただきます。こちらのほうも資料の差しかえを本日させていただきました。大変申しわけございません。よろしく願いいたします。

こちらの調査につきましては、ことしの5月から6月に各校で実施いたしました。小学校1年生から中学校3年生までの全児童・生徒を対象として、体力、運動能力に関する調査と、生活、運動習慣等に関する質問紙調査を行っております。また、学校に対して各校の取組みに対

する質問紙調査も実施しております。

それでは、まず2ページをごらんください。体格及び体力・運動能力調査に関する調査についてでございます。体格につきましては、身長、体重ともに東京都の平均と同等です。握力、上体起こし、50メートル走では半数以上の学年が東京都の平均以上でございますが、持久走、20メートルシャトルラン、立ち幅とび、ソフトボール投げ、ハンドボール投げが東京都の平均を上回る学年が少ない現状にあります。平成27年度の結果からは、全身持久力、跳力、投力に課題が見られます。持久走、立ち幅とび、ソフトボール、ハンドボール投げ等の種目結果について指導の改善が必要と考えております。

3ページをごらんください。今後の対策についてでございます。現在、児童・生徒が日常的に運動に取り組めるように、「かつしかっ子チャレンジ（体力）」の取り組みとして、特に課題のある全身持久力、跳力、投力の育成を中心に進めております。小学校では全身持久力を高めるためになわとびや持久走に取り組んでおります。また、跳力や投力を高めるために休み時間を有効に活用し、立ち幅とびや投げる運動をする機会をふやしております。また、中学校ですけれども、保健体育の授業の中で、補強運動として体幹を鍛える運動を設定し、基礎的な体力を身につけることを目標として取り組んでおります。友達や先生とともに何度も繰り返しチャレンジ検定に合格した証として賞状を渡し、運動にさらに意欲的に取り組む児童・生徒の育成を目指していきます。教員の実技研修会等も通して、指導力の向上を図るとともに、運動量を確保した授業改善に今後も取り組んでまいります。

生活・運動習慣等調査については、昨年度に比べて大きな変化は見られません。運動部所属や運動実施状況は、学年が上がるにつれて増加する傾向にあります。男子に比べ女子の割合は低いようです。1日の運動時間が2時間以上の児童・生徒の割合ですけれども、学年が上がるにつれて増加しております。ただ、30分未満の児童・生徒もおり、二極化の傾向が依然として見られます。運動が好き、運動をもっとしたいと答える児童・生徒は、学年が上がるにつれて減少しております。朝食を毎日食べる児童・生徒は全学年とも80%を超えておりますけれども、学年が上がるにつれてやや減少する傾向がございます。テレビの視聴時間や携帯電話等の使用時間が3時間を超える児童・生徒の割合は、学年が上がるにつれて増加しております。

生活・運動習慣等調査からは、運動時間が確保されているものの、体育、保健体育の授業に加えて、休み時間や休日の運動内容の見直しを図り、その内容の充実をさらに検討していくことと、効果検証が必要であります。学年が上がるにつれて運動に対する意欲が低下している現状から、今後、体力向上と運動に対する意欲向上に関する取り組みについて検討していく必要がございます。

また、朝食を食べることや、携帯電話等の使用の生活習慣に関する内容についてですけれども、家庭との連携が図れるよう、学校や地域、教育委員会からさまざまな機会を通し理解と協

力を求め、改善に向けた取組みを行ってまいりたいと考えております。

次年度の教育課程を編成する際に、学校の教育活動全体を通じて具体的な体力向上に関する取組みの充実を図るようにしてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。それでは、委員のほうから何かご質問、ご意見ございますでしょうか。よろしいですか。

杉浦委員。

○杉浦委員 ただ今指導室長から二極化の傾向がある、携帯電話の使用時間が3時間を超える生徒が増加している、朝食等の生活習慣に関する具体的に改善に向けた取組みを行っていく旨のご説明がございました。朝食の件について、昨年、この調査ではない調査で、90%以上が朝食をとっているという報告がございました。今回の調査の結果を見ますと、80%を超えているが、学年が上がるにつれて減少する傾向があるということは、80%に満たない生徒がいると解釈してよろしいのですか。

○委員長 指導室長。

○指導室長 全学年、全部80%は超えています。

○委員長 杉浦委員。

○杉浦委員 80%は超えています。わかりました。それでは、90%以上という結果の調査は、何か違う形の朝食についての調査だったのですね。

朝食をきちんと食べるということは、葛飾区は「早寝・早起き、朝ごはん食べよう」運動として推進しておりますが、いま一度確認をして進めていかなければいけないと、まず思いました。

また、携帯電話をはじめ、テレビ等の視聴時間ですが、以前の報告でも葛飾は時間が長かったと記憶しております。基礎的な生活習慣も、勉強に対してもそうですが、二極化しているということを強く感じました。

一人の校長先生は、通常時より学校でこの調査の種目を、体育の時間や休み時間に練習するだけでも、数値はずいぶん違ってくるのお話でした。計画的にカリキュラムの中に入れることも一つの手立てだと思います。

学童クラブにしても、わくチャレにしても、そこで取り組めることはあると思います。体力や運動能力で葛飾区の子どもたちは少し下回っているので、協力をお願いしたい旨をお話しして、地域一丸となって取り組んでほしいと思います。

東京都の平均になど負けるわけがないという思いがあります。葛飾区の子どもたちは、運動、各大会で活躍しているということは、前回、報告がありました。

この調査の種目はあまりやったことがない、なれていないというお子さんも小学生の中には

いらっしゃると思います。学校と地域と協働で推進していただきたいという思いです。

○委員長 教育長

○教育長 朝ごはんの調査については、調査の母体が違いますと結果が違ってきます。親が対象の調査では高いです。子どもに聞くと低いです。親はちょっと意識が違うからですね。

それから、今の都の平均を超えるのは、やればできるでしょうという意見に私も同感です。かつしかっ子チャレンジがまさにそれで、この種目がチャレンジに入っているのですよ。都の平均を超えた子が合格なのです。だから、学校がそれを全部やれば、かなり上に行くはずなのです。それにこれからカードを配って取組ませますので、それを学校がきちんとやるということを目指したいと思っています。

○委員長 竹高委員。

○竹高委員 前に比べて、この網かけの部分がふえたとは思っているのですけれども、葛飾の子どもたちは決して体力、運動能力は低くないと思います。ですから、教育長がおっしゃったように、やはり日々のことがすごく大切なので、学校でバックアップしていただきたいと思えます。それとともに、先ほどから朝食のこと、携帯のこと、生活のことが出ているのですけれども、中学生が自分たちで携帯の使い方というのを出したときに、やはり最終的には家庭の問題だと、中学生自身の口から出ているのですよね。やはり、学校が保護者に向けて、今度は子どもたちが考えたところから大人に向けての発信をきちんとしていっていただきたいと思えます。

子どもたちが考えていること、大人が考えていること、その朝食を毎日食べるかどうかというところもそうですし、寝坊して遅刻しそうになってご飯を食べていなければ、子どもにとっては食べていない。でも、親としては食べるためにきちんと用意した。そうすると、親の意識としては、毎日食べさせているとなってしまうかもしれませんね。遅刻をするというのは、前の日にあと30分早く寝ておけば違ったかもしれないということを、家庭の中で話せるようなことを、学校のほうから保護者に向けて諦めないで発信していただきたいと思えます。子どもたちがこれだけ携帯について一生懸命考えたりすることができるのですから、その子どもと保護者がきちんとコミュニケーションをとって家庭でいろいろなことを今、考えていただきたいとこの結果を見て思いました。学校にいろいろと頑張っていただくことばかりかもしれませんが、応援しておりますので、頑張っていただきたいと思えます。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。よろしいですか。

塚本委員。

○塚本委員 1点だけよろしいですか。教育長がおっしゃったのは、ずばりそのとおりだと思います。前回の報告事項の中で、日高職務代理もおっしゃいました。やはり最終的には学校の

現場の指導者である校長先生が頑張っていたかと同時に、竹高委員がおっしゃいましたように、そこを連携しての保護者への発信。校長会での連絡を密にして、やはりいろいろなノウハウはもう既に提供されているわけですから、あくまでも主役は子どもですから。子どもたちのプラスになることをやはり一丸となってやっていただければと思います。

以上です。

○委員長 日高委員、お願いします。

○日高委員 私はこの葛飾区の広報活動は素晴らしいと思っています。子どもたちのさまざまなスポーツ活動、そういう経緯が明解に広報誌で出されるのです。しかもこれが大変誌面を多く割いています。これはありがたいと思いますね。それから、やはり広報の啓発もそうですけども、スポーツ啓発をどんどんする必要はあると思うのです。さらには、生活習慣の啓発。これは保護者にもっともっと働きかけなければならないと思います。結局は親の意識の問題なのです。衣食住というのは、基本的には親の責任ですよ。これを明解に言ってあげる社会をつくらなければいけないと思います。子どもができることではないのです。ですから、親がきちんと朝食をとらせる。子どもに聞くと、子どもは正直に答えますからね。「きょうはとっていなかったよ」と。結果として出るわけですから、そういう意味では親の啓発をぜひしていく必要があると思います。まだまだ、これは上がる可能性を限りなく持っています。ですから、あとは子どもたちが日常の生活の中でスポーツにどれだけ親しんでいるか。要するに、身体を動かすということです。逆に言うと遊び場を固定化させていませんかという見方もできるわけです。そういう視点もぜひ考える必要があるかなと。どこへ行ったら、何はできません、何はできません、やってはだめですというだめだめコールだけなのです。だから、ここは使ってもいいよというところがもし一つでもふえたら、子どもたちの活動は変わるだろうと思います。ぜひそういう視点も精査する必要があるのではないのでしょうか。

○委員長 ほかにございますか。

それでは、報告事項等3については終了いたします。

続きまして、報告事項等4「防災行政無線見守り放送について」。

地域教育課長、お願いします。

○地域教育課長 防災行政無線の見守り放送でございます。現在の放送内容は、こちらに記載のとおり「こちらは葛飾区役所です。〇時になりました。外で遊んでいるお子さんは、車に気をつけておうちに帰りましょう」という放送を現在しているところでございます。7月から9月までは、熱中症に対する啓発の文言も放送されておりました。これにつきまして、(2)にございますとおり、「こちらは葛飾区役所です。〇時になりました。外で遊んでいるお子さんはおうちに帰りましょう」、この後に「地域の皆様で見守りをお願いします」という文言を追加したいと考えております。

放送期間及び時間でございます。来年平成 28 年 2 月から放送を開始いたしまして、夕焼け小焼け放送の時間に合わせて行います。3 月は 4 時 30 分、4 月は 5 時 30 分、5 月、6 月は 6 時の時間で放送を予定しているものでございます。その後につきましては、また熱中症の放送なども予定されているということでございますので、また防災・危機管理と協議をしてみたいと考えております。

経緯でございます。この防災行政無線でございますけれども、昭和 56 年から鐘の音を鳴らすということで放送機器の設備と同時にスタートしたものでございます。平成 10 年に P T A からの要望を受けましてアナウンス付きの放送をスタートしてまいりました。そして、ことし平成 27 年度に見守り放送に対しまして、下校時に見守りができないかといった提案が区長に対してあったところでございます。今般、関係団体と調整が図れましたので、放送内容を変更するというので現在進めてまいります。

私からの報告は以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。それでは、委員のほうから何かご意見はございますでしょうか。

竹高委員。

○竹高委員 ご説明ありがとうございます。たまたま、中 P 連の会合でこの意見が出たときに参加させていただいておりまして、中学校の P T A の皆様もこれに対して熱くお話し合いをなさっていましたので、見守りをお願いできるというのはすごくいいことだと思います。

これは現在の放送から変更の放送になって、この言葉で確定ではないと思っていたのですが、この言葉で確定なのかどうか、この言葉に変更されてからいろいろな方に意見をお聞きになってこれで確定になるのか、そこの部分を聞かせていただければと思います。

○委員長 地域教育課長。

○地域教育課長 1 の (2) にございます変更の文言につきまして、教育委員会としてこれを進めたいということで確定してまいりたいと考えております。放送内容につきましては、放送いたしますと大変区への問い合わせも入るということでございます。また、それから今、P T A でお話しをいただいたということなのですが、この中学校の P T A 連合会に文言についての意見といいますか、調整ということでお願いをしてみたいところでございますけれども、なかなかまとまらなかったというのが実態でございます。そこで区としまして教育委員会では、この文言で決定して進めてまいりたいと考えております。

○委員長 竹高委員。

○竹高委員 ありがとうございます。確かにその話し合いの中で、皆さんこれもいい、あれもいい、というお話がたくさん出ていてまとまらなかったというのが事実です。この「地域の皆様で見守りをお願いします」というのがシンプルで聞きやすいと思いますので、これで定着し

てやるというのが一ついいのではないかなど。また時代が変わったときに、その言葉を見直していくというのも必要だとは思いますが、今回は、このシンプルな文言がいいのではないかと思います。

以上です。

○委員長 ほかにございますか、よろしいでしょうか。

それでは、報告事項等4につきましては終了とさせていただきます、報告事項等5「水元総合スポーツセンター体育館オープニングイベントの開催及び水元中央公園（フィットネスパーク）の整備の進捗について」、よろしく願いいたします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課 それでは、私から「水元総合スポーツセンター体育館オープニングイベントの開催及び水元中央公園（フィットネスパーク）の整備の進捗について」ご説明させていただきます。

1、目的でございます。水元総合スポーツセンター体育館につきましては、9月末に竣工し、来年3月にオープンのご予定でございます。オープンに当たりまして、多くの区民の皆様にご案内いただき、親しんでいただきますように、2月27日土曜日に落成式及び内覧会、翌28日日曜日にオープニングイベントを開催いたします。また、フィットネスパーク整備につきましては、現在、公園東側改修及び屋外運動施設の実施設設計を行っておりまして、来年3月から現水元体育館の解体工事以降、平成30年3月のグランドオープンに向け工事を施工してまいります。

次に、オープニングイベント等でございます。（1）落成式及び内覧会でございますが、2月27日土曜日午前10時から水元総合スポーツセンター体育館のアリーナで開催いたします。

（2）オープニングイベントにつきましては、28日午前9時から開催いたします。各会場のイベント内容につきましては、裏面の2ページにも及びますが、表に記載のとおりでございますが、一部につきましては現在内容を検討中の状況でございます。トランポリン競技の外村氏、水泳競技の中村氏のオリンピックを招くことが決定しておりまして、さらに柔道の古賀氏を招く予定でございまして、交渉中の状況でございます。このようにオリンピック3名を招き、オープニングイベントを開催し、区民を初め多くの方々に水元総合スポーツセンター体育館を知っていただくとともに、来る2020年、東京オリンピック・パラリンピックの気運を高めていきたいと考えてございます。

2ページ裏面をごらんください。3、供用開始までのスケジュールでございますが、10月25日には「広報かつしか」で貸し切り利用予約開始のご案内をさせていただきました。12月1日には3月分の抽選申し込み受付を開始してございます。今後につきましては、年が明けて1月25日の「広報かつしか」及びホームページでオープニングイベントのお知らせを行い、先ほどご説明いたしましたとおり、オープニングイベント後の3月1日から供用を開始いたします。

次に、フィットネスパークの整備のスケジュールにつきましては、平成 28 年度に駐車場及び駐輪場整備工事を行い、平成 29 年度にかけまして運動施設整備及び公園改良工事を行い、平成 30 年 3 月にグランドオープンする予定でございます。5 といたしまして、フィットネスパーク東側計画平面図（案）を添付させていただきました。運動施設といたしましてはテニスコート 2 面、サッカー、少年野球等ができる多目的広場でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。では、委員のほうから何か水元体育館につきまして。

杉浦委員、お願いします。

○杉浦委員 フィットネスパークの整備という長年の区民の要望でございました。感慨無量です。平成 30 年 3 月のグランドオープンが楽しみです。これまでに、見えないところでいろいろな活動をなさった方々、準備をしていただいた方々に対し、そのご苦勞に感謝の思いでいっぱいです。

すでに貸切り利用分、抽選申込み受付が開始されていると記載されておりますが、今現在、どのような状況なのか教えていただけますか。

○委員長 スポーツ課長、お願いします。

○生涯スポーツ課 貸切り利用分につきましては、土日がほぼ全部埋まっております、平日が若干あいているという状況でございます。

○委員長 杉浦委員。

○杉浦委員 大分盛況のようでよかったですと思います。周辺の区市、三郷や八潮の方たちも注目しているようですが、特に区民の方に、幅広く周知をお願いしたいと思います。そして無事故で平成 30 年 3 月にグランドオープンできますことを祈っております。

○委員長 ありがとうございます。ほかに何かございますか。よろしいですか。

（「はい」という声あり）

○委員長 それでは、報告事項等については終了させていただきます。

ここで、教育委員の皆さんより発言がありましたらお願いします。

無いようですので、続きまして「その他」の事項に入ります。

庶務課長。

○庶務課長 それでは、「その他」について説明させていただきます。本日 3 件でございます。まず、1 の資料配付、こちら 3 件でございます。（1）1 月の行事予定表をお配りしてございます。A 4 の表裏両面になってございますので、後ほどごらんおきください。続きまして（2）「とうきょうの地域教育 No. 122」、冊子で 1 冊お配りをさせていただきます。さらに（3）「キャプテン翼 CUP かつしか 2016」のポスター、チラシの配付ということで、チラシ等を配付させていただきます。

次に、2の出席依頼、本日は1件でございます。2月13日土曜日の科学教育センター科学教室閉室式につきまして、日高職務代理者のご出席をお願いいたします。

最後に、3、次回以降の教育委員会の予定を記載してございます。こちらのほうも後ほどごらんおきください。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。それではこれもちまして平成27年教育委員会第12回臨時会を閉会させていただきます。皆様どうもありがとうございました。

閉会時刻 11時20分